

学校法人柴田学園理事会（平成30年11月定例）報告

1 日 時 平成30年11月28日（水）
13時45分から14時20分まで

2 場 所 青森県弘前市上瓦ケ町25
柴田学園本部特別会議室

3 出席者

理事長	今村 吉彦	理事（非常勤）	萩井 譲士
理事	今村 之昭	理事（非常勤）	中村 文彦
理事	石岡 礼次	理事（非常勤）	片岡 通夫
監事（非常勤）	鎌倉ミチ子	監事（非常勤）	石山いつ子

4 議決事項

(1) 第1号議案 労働基準法改正に伴う年次有給休暇時季指定義務について

5 協 議

(1) 第1号議案 労働基準法の改正により、平成31年4月1日から、すべての企業において、年10日以上有給休暇が付与される労働者に対して、年次有給休暇の日数のうち年5日については、使用者が時季を指定して取得させることが必要となる。このことについて事務局から資料に基づき説明が行われ、今後の対応について協議した結果、個別指定方式による対応を行うこととし、第1号議案は全員異議なく可決承認された。

6 その他事項

(1) 文部科学省から示された「学校法人に対する経営指導の充実」について、事務局から内容説明があり、今後の検討事項として下記の報告があった。

- ①第3号基本金（柴田学園奨学基金）の取扱いについて
- ②遊休資産の取扱いについて

以上

平成30年11月30日